

平成30年度 第1回 富山県いじめ再調査委員会

日 時：平成31年1月31日(木)

15:10～16:40

場 所：富山県民会館6階613号室

次 第

1 総合政策局 教育・スポーツ政策監 挨拶

2 説明事項

(1) 富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について[資料1～4]

(2) 再調査等の全国的状況について[参考資料9]

3 意見交換

4 その他

【配付資料】

資料1 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

資料2 平成30年度 いじめ・不登校等への対策の推進

資料3 いじめ事案対応フローチャートモデル(組織対応の流れ)

資料4 いじめの重大事態が発生した場合の調査について

別冊 参考資料1～9

平成30年度 第1回富山県いじめ再調査委員会

座 席 表

平成31年1月31日(木)

15:10~16:40

富山県民会館6階613号室

委 員 長

議 長

油 本 秋 美 委 員

永 山 くに子 委 員

高 坂 愛 理 委 員

吉 本 博 昭 委 員

座席配置は五十音順

矢
谷
主
幹

荒
井
政
策
監

竹
内
課
長

篠
原
主
幹

事 務 局

報 道 関 係 席

富山県いじめ再調査委員会 委員名簿

平成30年4月1日現在

氏名	役職等	備考
油本秋美	元 富山児童相談所 所長 富山県民共生センター相談員 魚津市健康センター相談員 富山家庭裁判所家事調停委員 富山家庭裁判所参与員	新任 任期:H30.4.1~H32.3.31
高坂愛理	小矢部高坂法律事務所 富山県弁護士会子どもの権利及び両性の平等委員会委員	再任 任期:H30.4.1~H32.3.31
永山くに子	金城大学看護学部長・教授 前 富山大学学長補佐 富山大学名誉教授	再任 任期:H30.4.1~H32.3.31
村上満	富山国際大学子ども育成学部教授 社会福祉士 精神保健福祉士	再任 任期:H30.4.1~H32.3.31
吉本博昭	精神科医 富山県精神科医会副会長 元富山市民病院精神科部長	再任 任期:H30.4.1~H32.3.31

(五十音順)

平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

文部科学省公表資料より(平成30年10月25日公表)

①いじめの認知件数

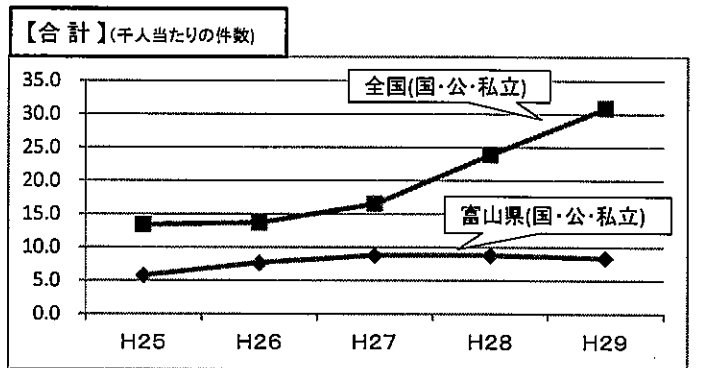
小学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	328	487	507	491	470
	富山 国・公・私立計 (千人当たり)	5.8	8.8	9.4	9.2	9.1
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	17.8	18.6	23.1	36.6	49.1

中学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	308	356	420	390	366
	富山 国・公・私立計 (千人当たり)	10.1	11.7	14.1	13.3	12.8
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0

高等学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 公・私立計 (件数)	42	40	71	104	85
	富山 公・私立計 (千人当たり)	1.4	1.3	2.4	3.5	2.9
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3

特別支援学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公立計 (件数)	8	10	15	15	18
	富山 国・公立計 (千人当たり)	6.4	7.8	11.6	11.5	13.8
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5

合計	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	686	893	1,013	1,000	939
	富山 国・公・私立計 (千人当たり)	5.8	7.7	8.8	8.8	8.4
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	13.4	13.7	16.5	23.9	30.9



②いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(全国)

区分	H26					H27					H28					H29				
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	117	281	51	0	449	113	150	45	6	314	119	186	92	3	400	145	224	102	3	474
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	25	42	25	0	92	40	61	25	4	130	42	82	39	1	164	46	104	40	1	191
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数	100	253	32	0	385	86	104	27	2	219	92	128	61	2	283	116	143	71	2	332

③「重大事態」の発生件数のうち、地方公共団体の長等において再調査を行った件数(全国)

区分	H26					H27					H28					H29				
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
「重大事態」の発生件数のうち、地方公共団体の長等において再調査を行った件数(単位:件)	0	1	1	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2	1	0	3
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	2	1	0	3
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0

・法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」:いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

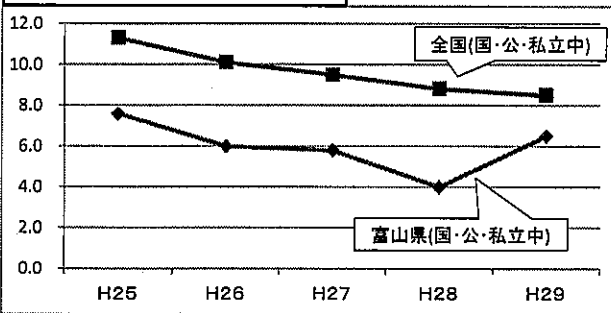
・法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」:いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

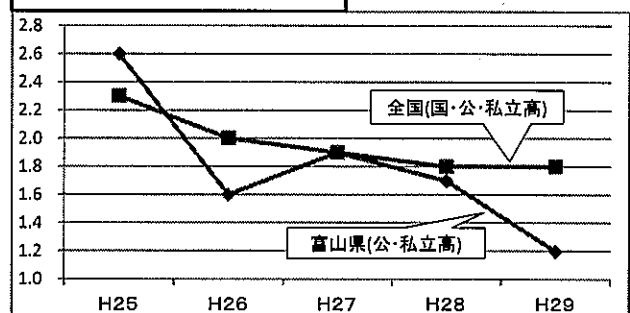
○いじめ以外の調査項目(中学校・高校のみ)

文部科学省公表資料より(平成30年10月25日公表)

暴力行為【中学校】(千人当たりの件数)



暴力行為【高校】(千人当たりの件数)

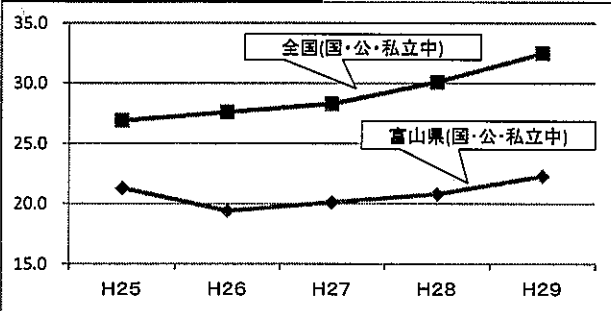


○暴力行為

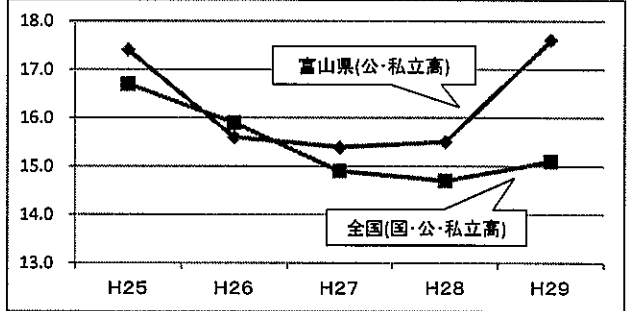
中学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (千人当たり)	7.6	6.0	5.8	4.0	6.5
全国 国・公・私立計 (千人当たり)	11.3	10.1	9.5	8.8	8.5	

高校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山県 公・私立計 (千人当たり)	2.6	1.6	1.9	1.7	1.2
全国 国・公・私立計 (千人当たり)	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	

不登校【中学校】(千人当たりの件数)



不登校【高校】(千人当たりの件数)

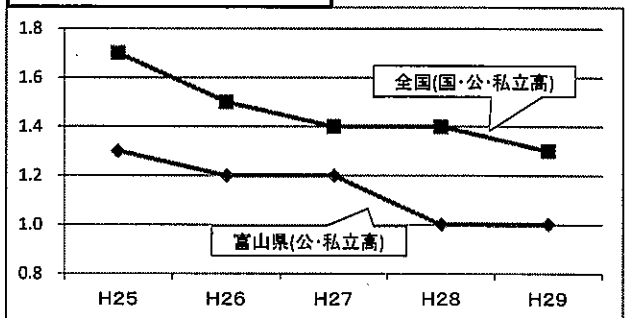


○不登校(年間30日以上、「不登校」という理由での長期欠席)

中学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (千人当たり)	21.3	19.4	20.1	20.8	22.3
全国 国・公・私立計 (千人当たり)	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	

高校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山県 公・私立計 (千人当たり)	17.4	15.6	15.4	15.5	17.6
全国 国・公・私立計 (千人当たり)	16.7	15.9	14.9	14.7	15.1	

中途退学【高校】(中途退学率)



○中途退学

※中途退学率(%)=中途退学者数÷4月1日現在の在籍者数×100

高校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山県 公・私立計 (%)	1.3	1.2	1.2	1.0	1.0
全国 国・公・私立計 (%)	1.7	1.5	1.4	1.4	1.3	

平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の概要

文部科学省公表資料より(平成30年10月25日公表)

①いじめの認知件数

は学校基本調査

小学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	328	487	507	491	470
	富山 国・公・私立計 (在籍生徒数)	56,684	55,277	54,195	53,112	51,932
	富山 国・公・私立計 (千人当たり)	5.8	8.8	9.4	9.2	9.1
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	17.8	18.6	23.1		

中学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	308	356	420	390	366
	富山 国・公・私立計 (在籍生徒数)	30372	30419	29867	29312	28534
	富山 国・公・私立計 (千人当たり)	10.1	11.7	14.1	13.3	12.8
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	15.6	15.0	17.1		

高校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	42	40	71	104	85
	富山 国・公・私立計 (在籍生徒数)	29772	29714	29568	29546	29627
	富山県 公・私立計 (千人当たり)	1.4	1.3	2.4	3.5	2.9
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	3.1	3.2	3.6		

特別 支援 学校	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	8	10	15	15	18
	富山 国・公・私立計 (在籍生徒数)	1243	1276	1295	1306	1302
	富山県 公・私立計 (千人当たり)	6.4	7.8	11.6	11.5	13.8
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	5.9	7.3	9.4		

合計	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	富山 国・公・私立計 (件数)	686	893	1,013	1,000	939
	富山 国・公・私立計 (在籍生徒数)	118071	116686	114925	113276	111395
	富山県 公・私立計 (千人当たり)	5.8	7.7	8.8	8.8	8.4
	全国 国・公・私立計 (千人当たり)	13.4	13.7	16.4	23.8	30.9

年度	H25	H26	H27	H28	H29
全定	28587	28574	28416	28356	28446
専攻科	277	283	255	268	262
通信	858	857	897	922	919
計	29722	29714	29568	29546	29627

年度	H25	H26	H27	H28	H29
特別支援学校(公立)		1,217	1,236	1,247	1,243
特別支援学校(国立)		59	59	59	59
		1,276	1,295	1,306	1,302

②いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発是件数(全国)

区分	H26				H27				H28				H29							
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校				
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計				
法第28条第1項に規定する「重大事態」の発是件数(単位:件)	117	281	51	0	449	113	150	45	6	314	119	186	92	3	400	145	224	102	3	474
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発是件数	25	42	25	0	92	40	61	25	4	130	42	82	39	1	164	46	104	40	1	191
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発是件数	100	253	32	0	385	86	104	27	2	219	92	128	61	2	283	116	143	71	2	332

③「重大事態」の発是件数のうち、地方公共団体の長等において再調査を行った件数(全国)

区分	H26				H27				H28				H29							
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校				
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計				
「重大事態」の発是件数のうち、地方公共団体の長等において再調査を行った件数(単位:件)	0	1	1	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	1	0	3
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発是件数	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発是件数	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

・法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」:いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」:いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

平成30年度 いじめ・不登校等への対策の推進

学校の対応力
教員の指導力
の向上

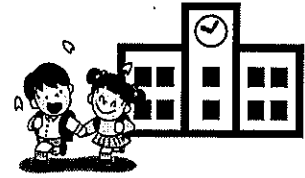
教育相談の
充実・強化

保護者・地域
関係機関等
との連携

いじめ防止対策推進事業

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を推進

- ・ いじめ問題対策連絡会議
関係機関及び団体の連携を図る
- ・ いじめ防止対策推進委員会（県教育委員会附属機関）
解決が困難ないじめの問題に対して支援策を検討



教員研修会

- ・ 生徒指導推進会議
- ・ 生徒指導主事等研修会
- ・ 若手教員研修会
- ・ 6年次教員研修 等

人権教育・道徳教育

- ・ 互いに人権を尊重し合う
心を育てる教育活動
- ・ 道徳の時間を要とした
道徳教育

拡 ネットトラブル対策事業

- ・ とやまネットルールづくり
補助事業（6市町）
- ・ とやま安心ネット・ワーク
ショップ事業
（小学生の学校ネットルール
づくりワークショップ、
とやま学校ネットルールづく
り発表会（仮称）の開催）
- ・ 教員や保護者向けのネット
トラブル対応資料を県ホーム
ページで提供
- ・ ネットトラブル等に関する
研修会講師を学校へ派遣
- ・ 携帯電話からアクセス可能
なネットトラブル対応サイ
ト「ネットあんしん富山」
での情報提供

ネットパトロール事業

- ・ ネット監視員が不適切な書き込み
等を検索し、関係学校へ報告

生徒育成サポート事業

- ・ 学校リスクマネジメントに係る弁護士の派遣
- ・ 児童生徒育成支援会議の開催（困難事例の協議）

拡 スクールカウンセラー 配置事業

- ・ 全公立小学校（185校）
- ・ 全公立中学校（79校）
- ・ 県立高校（拠点16校、要請支援等）
小中連携スクールカウンセラー
教育事務所管理カウンセラー
いじめ対策カウンセラー

カウンセリング指導員の 配置（31校）

- ・ 教育相談を主務とする教員
を配置

子どもと親の相談員の 配置

24時間いじめ相談電話 の設置

新 SNSを活用したいじめ 相談モデル事業

- ・ 相談体制構築に向けたモデ
ル事業の実施

心のサポーターの派遣

- ・ 児童生徒の話し相手や相談相
手として小・中学校に派遣
（富山大学連携）

いのちの教育 総合支援事業

- ・ いのちの先生による講話
- ・ いのちの教育講演会
（教員、保護者対象）
- ・ 希望する学校にいのち
メッセージカード配布
（メッセージカードによる
親子の交流）

拡 スクールソーシャル ワーカー活用事業

- ・ 社会福祉士等の専門家が家庭に
働きかけ、関係機関等との連携
による問題解決を支援
- ・ 全中学校区（53校区）に派遣
（富山市：単独実施）
- ・ 県立高校（拠点4校）に派遣

いじめ対策ソーシャル ワーカーの派遣

- ・ いじめや暴力等の事案発生時
に家庭環境等の改善を図る

社会に学ぶ 「14歳の挑戦」

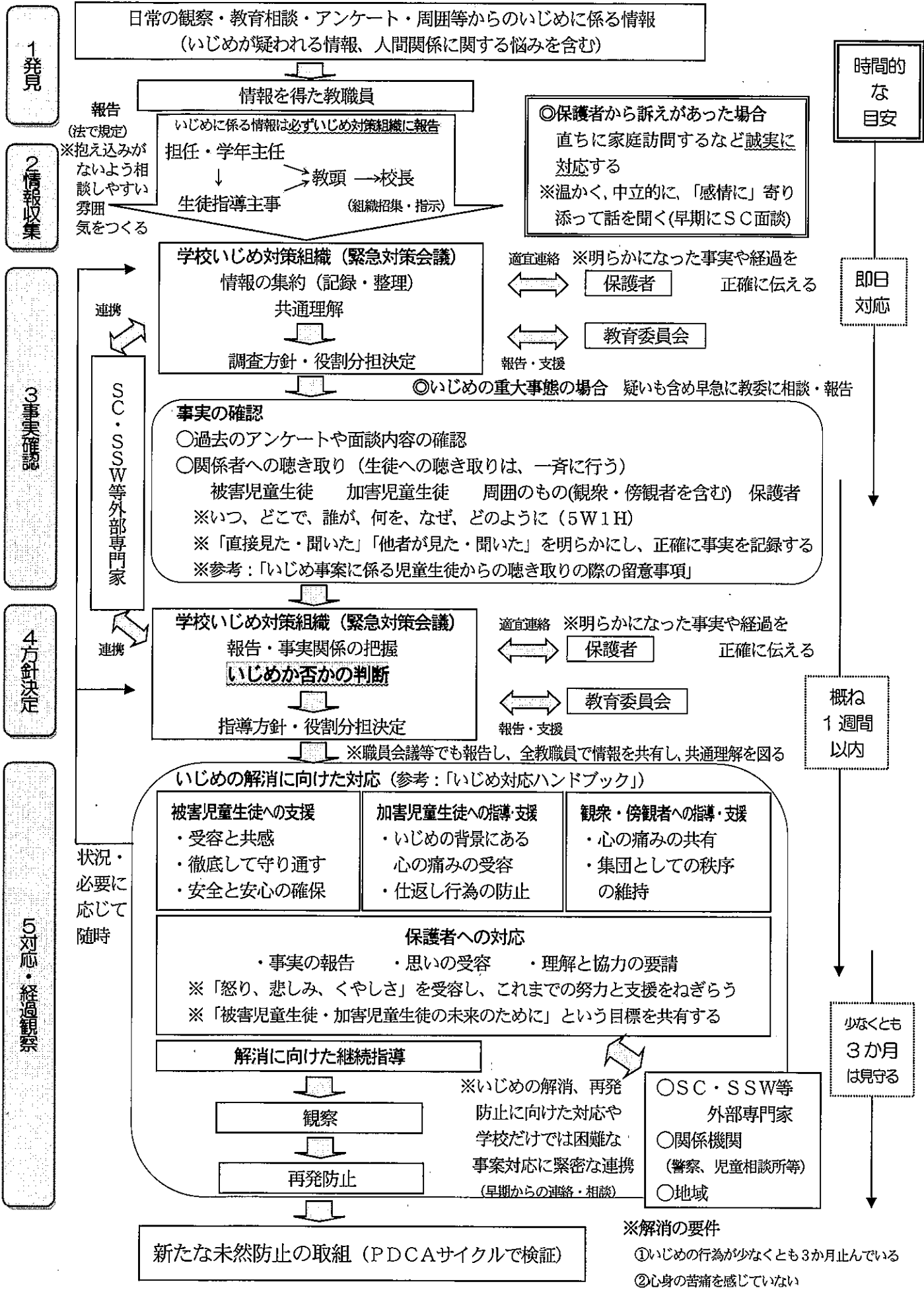
- ・ 規範意識と社会性を高め
るため、中学2年生全員が
連続5日間職場体験

拡 自立支援事業

- ・ 訪問指導員が家庭や市町村
の適応指導教室を訪問支援

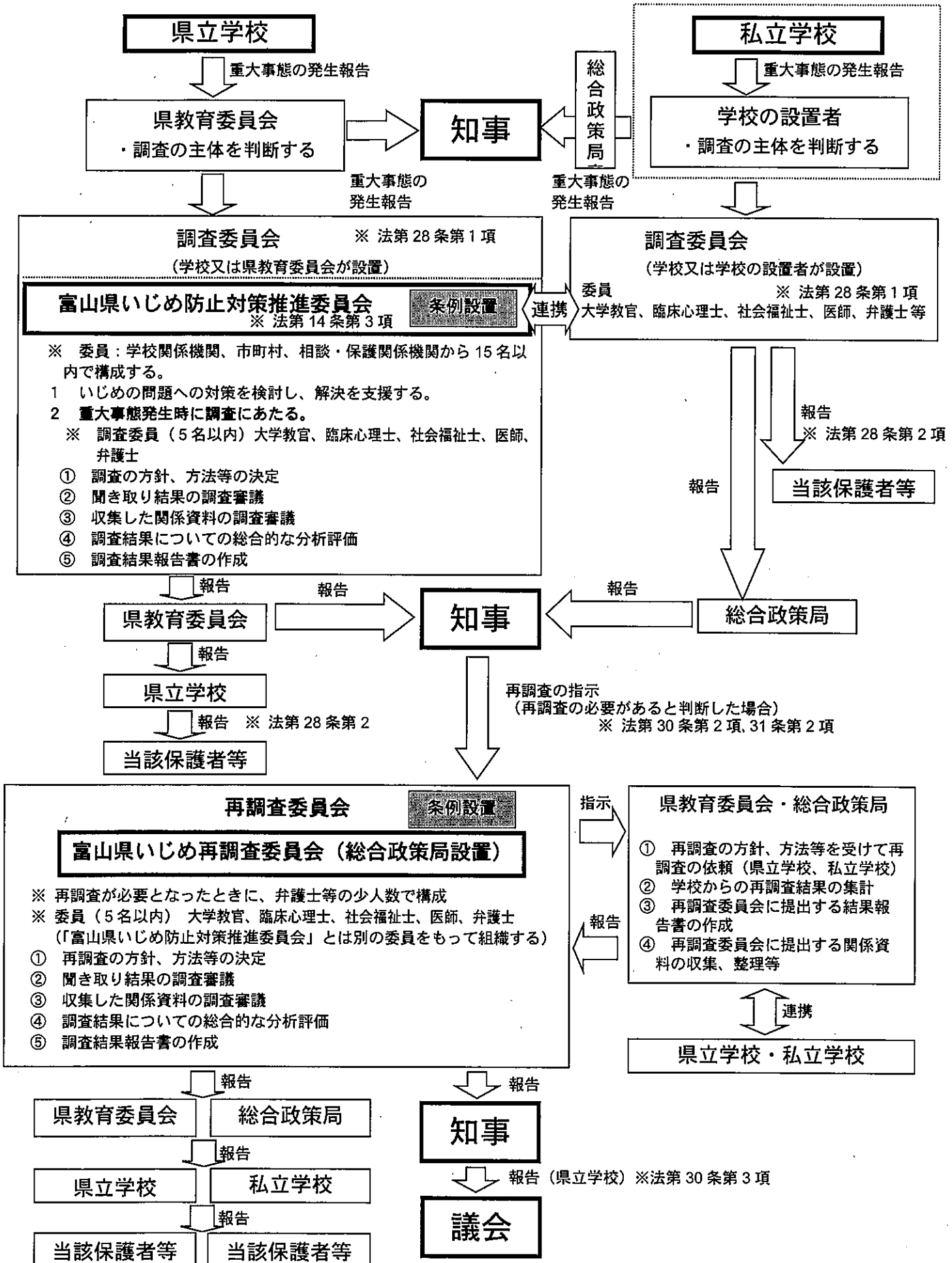
いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応

いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）



【いじめの重大事態が発生した場合の調査について】

いじめ防止対策推進法：「法」と記載



いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。
※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

いじめ防止対策推進法（抜粋）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

富山県いじめ防止基本方針

平成26年3月17日
(平成29年6月15日改定)

富山県・富山県教育委員会

目 次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
	(1) いじめの未然防止	3
	(2) いじめの早期発見	4
	(3) いじめへの対処	4
	(4) 地域や家庭との連携	5
	(5) 関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	県が実施する施策	5
	(1) いじめ防止に向けた組織等の設置	5
	(2) 県が地方公共団体として実施する施策	6
	(3) 県立学校の設置者として実施する施策	7
2	県立学校が実施する施策	8
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	8
	(2) いじめの防止等に関する措置	9
3	私立学校及び私立学校設置者の取組への支援	11
第3	重大事態への対処	11
1	県教育委員会又は県立学校による調査	11
	(1) 重大事態の発生と調査	11
	(2) 調査結果の提供及び報告	13
2	私立学校又は私立学校設置者による調査	14
	(1) 重大事態の発生と調査	14
	(2) 調査結果の提供及び報告	15
3	調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	15
	(1) 知事による再調査	15
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	16
第4	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16
参考資料 1	いじめ防止に向けた組織等の設置	17
参考資料 2	重大事態発生時の対応の流れ	18

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本県では、「富山県教育振興基本計画（平成29年4月）」において、基本施策の1つに、「子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進」を掲げ、いじめや不登校等問題行動への取組を推進することとしている。

いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）（法第2条）。

いじめとは、児童等^{*1}に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係^{*2}にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響^{*3}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1… 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2… 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※3… 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- ② 全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒*については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
※…特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災等により被災した児童生徒など

- ⑧ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 学校や学校の設置者*は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

※…公立学校の場合、学校を設置・管理する教育委員会である。(以下同様)

(3) いじめへの対処

- ① いじめを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、私立学校主管部局等）との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 県が実施する施策

(1) いじめ防止に向けた組織等の設置（法第14条関係）

- ① 「いじめ問題対策連絡会議」の設置（法第14条第1項関係）
学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、学校、教育委員会、PTA、臨床心理士会、社会福祉士会、児童相談所、地方法務局、県警察、弁護士会、医師会等の代表者により構成される「いじめ問題対策連絡会議」を設置する。
- ② いじめ防止等の対策推進のための組織の設置（法第14条第3項関係）
いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、県教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等から成る「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

なお、本組織の機能は、主に以下のとおりである。

- ・ 県の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議
- ・ 学校におけるいじめに関する報告や相談に対する有効な手立て等の助言

(2) 県が地方公共団体として実施する施策

- ① 財政上の措置（法第10条関係）
 - いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるように努める。
- ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
 - いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ③ 学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携（法第17条関係）
 - いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
 - いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応ができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。
 - 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を推進する。
 - より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進する。
- ④ 市町村教育委員会との連携（法第17条関係）
 - 県が設置する「いじめ問題対策連絡会議」での連携が、市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用できるよう市町村教育委員会と連携を図る。
 - 県が設置する「いじめ防止対策推進委員会」の活動を通して、職能団体や大学等の協力を得られる体制を整え、市町村教育委員会の取組を支援する。
- ⑤ インターネット上のいじめに対する対策の推進（法第19条関係）
 - 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組や情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を通して、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- ⑥ 人材の確保及び教職員の資質の向上（法第18条関係）
 - いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図り、教職員の資質能力の向上に努める。
 - 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者及びいじめへの対処に関し助言を行うために学

校の求めに応じて派遣される者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の確保等必要な措置を講ずるように努める。

- ⑦ いじめの防止等のための調査研究等の推進（法第20条関係）
 - いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。
- ⑧ 広報・啓発活動（法第21条関係）
 - 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援に努める。
 - いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
 - いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

(3) 県立学校の設置者として実施する施策

- ① いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条関係）
 - 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。
 - いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
 - 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を実施するよう、取組を促す。
 - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう啓発活動を実施する。
 - 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。
- ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
- いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講じ、当該学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する。
 - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。
 - いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- ③ いじめの早期解決のための措置（法第23条関係）
- いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講ずることを指示し、さらに、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

2 県立学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）
- 学校は、国の基本方針及び県の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
 - 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）などいじめ防止等全体に係る内容を定める。

- 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針となるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学式・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

② いじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条関係）

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する。（名称は各学校の判断による。）

なお、本組織の役割は、主に以下のとおりである。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(2) いじめの防止等に関する措置

- ① いじめの防止（法第15条関係）

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
 - 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
 - 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 早期発見（法第16条関係）
- いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
 - 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - 児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。
- ③ いじめに対する措置（法第23条関係）
- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。
 - 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

3 私立学校及び私立学校設置者の取組への支援

私立学校及び私立学校設置者が、国及び県のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして行ういじめ防止等の取組に対して支援する。

- 県が設置する「いじめ問題対策連絡会議」での連携が、私立学校におけるいじめの防止等に活用できるよう私立学校設置者と連携を図る。
- 県が設置する「いじめ防止対策推進委員会」の活動を通して、職能団体や大学等の協力を得られる体制を整え、私立学校設置者の取組を支援する。

第3 重大事態への対処

1 県教育委員会又は県立学校による調査（法第28条関係）

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害^{※1}が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する^{※2}ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1… 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

※2… 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童

生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

② 被害児童生徒の保護

重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた児童生徒の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に、事態発生について報告する。

④ 調査の趣旨及び調査主体

○ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図るために行う。

○ 県立学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

○ 調査の主体は、県立学校が主体となっていく場合と、県教育委員会が主体となっていく場合が考えられる。

※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、県立学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと県教育委員会が判断する場合や、県立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会において調査を実施する。

○ 県立学校が調査主体となる場合であっても、県教育委員会は調査を実施する県立学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

⑤ 調査を行うための組織

県教育委員会又は県立学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための組織を速やかに設ける。

※ 組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 県教育委員会が調査主体となる場合、県教育委員会に設置されるいじめ防止等の対策推進のための組織「いじめ防止対策推進委員会」を活用する。
- 県立学校が調査主体となる場合、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織とする。事案によっては、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。
- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査の実施は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
- 調査を実施するに当たり、県教育委員会・県立学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- 県教育委員会又は県立学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 調査により把握した情報の記録は、県の文書管理規則に基づき適切に保存する。

⑦ 市町村立学校及び市町村教育委員会が調査主体となる調査への支援

- 市町村立学校で発生した重大事態について、市町村教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会は、市町村教育委員会の要請に応じて、必要な支援を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- 県教育委員会又は県立学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。
- 情報の提供に当たっては、県教育委員会又は県立学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査に先立ち、アンケート等の結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。
- 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
- 県教育委員会は、県立学校が調査を行う場合においては、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

県立学校に係る調査結果及びその後の対応方針について、県教育委員会を通じて知事に報告・説明する。その際、教育委員会会議において議題として取扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。

①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事等に送付する。

教育委員会及び県立学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

2 私立学校又は私立学校設置者による調査（法第28条関係）

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、私立学校は当該学校を所轄する知事へ、事態発生について報告する。

※ 総合政策局より、1(1)③～⑥と同様の取組を私立学校及び私立学校設置者に促す。

(2) 調査結果の提供及び報告

※ 総合政策局より、1(2)①と同様の取組を私立学校及び私立学校設置者に促す。

- 私立学校に係る調査結果及びその後の対応方針について当該学校を所轄する知事に報告・説明する。その際、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。

1(2)①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事等に送付する。

学校設置者及び私立学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置（法第30条関係）

(1) 知事による再調査

- ① 調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

② 再調査実施の判断

以下に掲げる場合は、再調査の実施について検討する。

- 当初調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。
- 当初調査において、事前に当事者や保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。（これまでの経緯や事案の特性から当初調査の継続が困難となった場合を含む）
- 当該事案における学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。（当初調査の報告が今後の再発防止に資する内容となっていない場合を含む）
- 当初調査における、調査組織の委員の公平性・中立性や、調査方法の客観性に疑義がある場合。

※ただし、上記の場合に、当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上で調査を行うことも考えられる。

- ③ 知事によるいじめ再調査委員への事前参考意見聴取
知事が再調査を判断する際の参考とするため、「いじめ再調査委員会」の委員に対し、再調査の必要性について意見を聴取することができる。
- ④ 調査結果の提供
知事は、再調査について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があり、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
なお、私立学校等についても、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

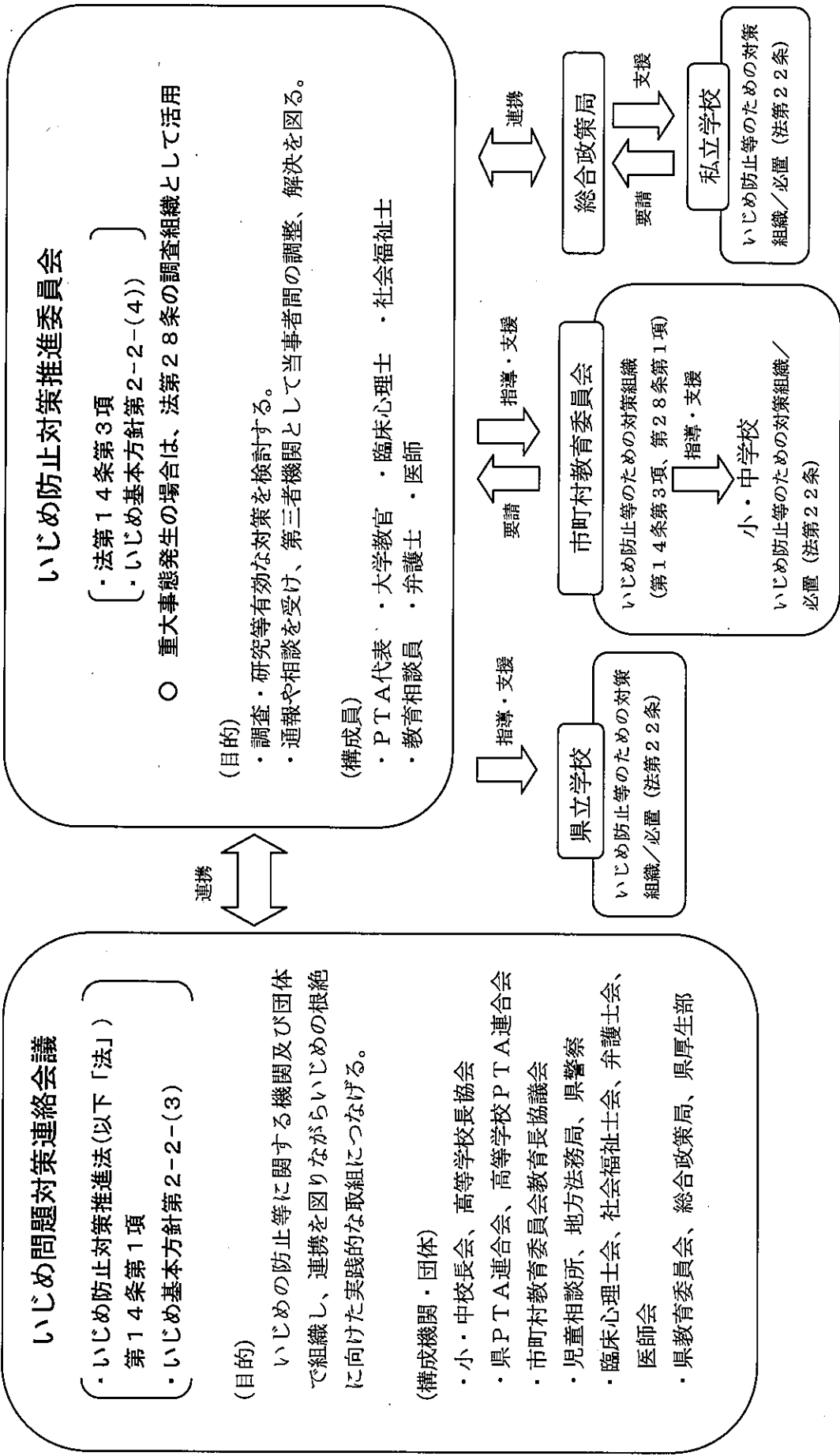
※ 「必要な措置」としては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を想定する。

- ② 県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

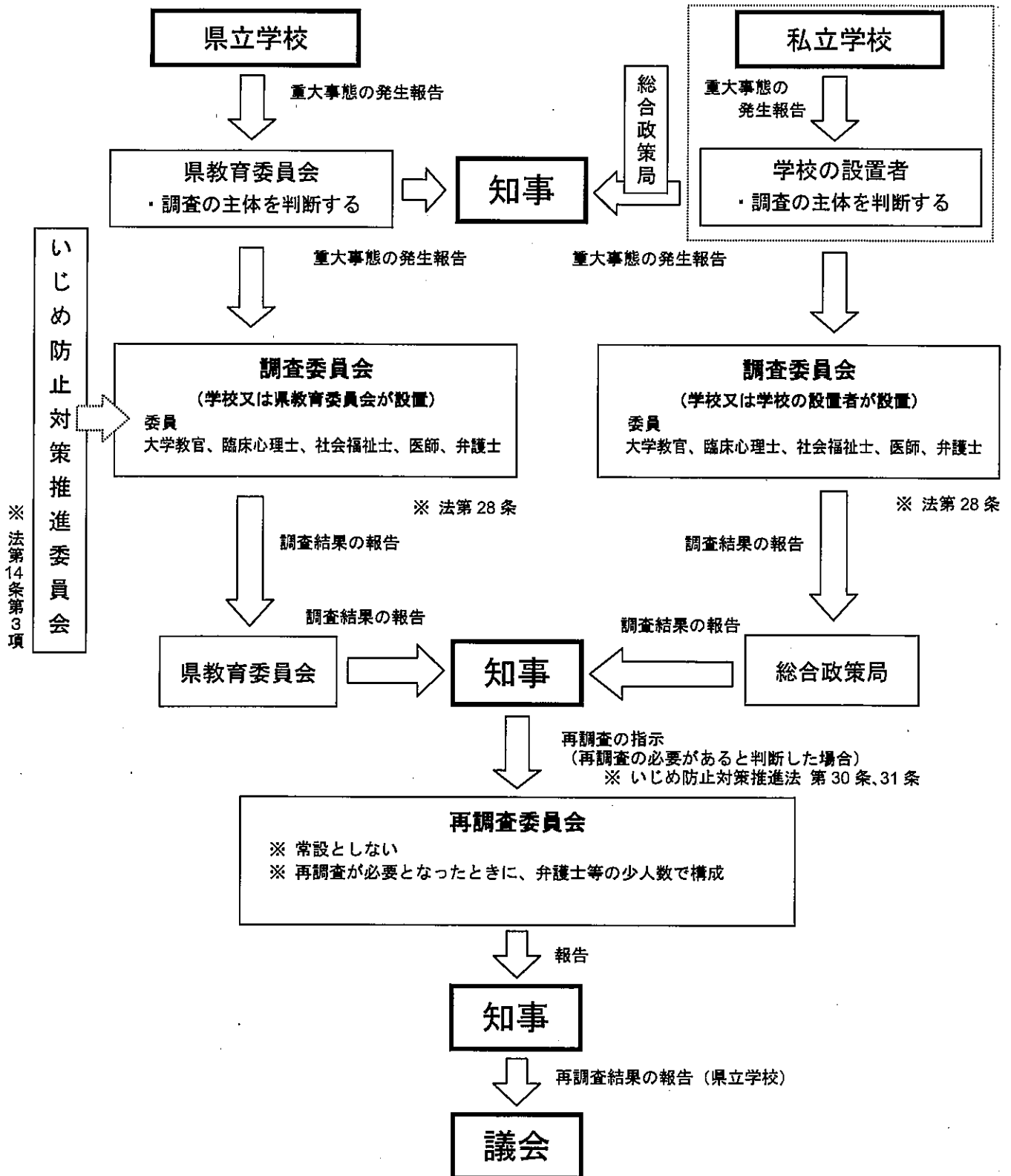
- 1 県は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 県は、市町村における地域いじめ防止基本方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

【いじめ防止に向けた組織等の設置】



【重大事態発生時の対応の流れ】

いじめ防止対策推進法：「法」と記載



※ 調査委員会等は、公平性・中立性を確保し、プライバシーに配慮する。

○富山県附属機関条例（抜粋）

平成26年3月26日

富山県条例第2号

改正 平成26年6月30日条例第48号

富山県附属機関条例を公布する。

富山県附属機関条例

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その属する執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

（平26条例48・一部改正）

1 知事の附属機関

名 称	所掌事務	委員の定数
富山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、並びに審議する事務	5人以内

富山県規則第49号

富山県いじめ再調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、知事政策局において処理する。

(H27規則20・一部改正)

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成27年規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

富山県いじめ再調査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県いじめ再調査委員会規則（平成26年富山県規則第49号）第10条の規定により、富山県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

3 委員は、委員会の調査に係るいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態に密接な関係がある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

4 会議は、前項の規定により委員が過半数に達しない場合にあっては、会議を開き、議決することができるものとする。

(職務従事の制限)

第3条 委員会は、前条第3項の規定により議事に参与することができない委員を調査に従事させてはならない。

(諮問、答申等)

第4条 知事が委員会に対して行う諮問は、文書をもって行い、かつ、法第28条第1項の規定による調査の結果に係る報告書その他の必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が知事に対して行う答申は、文書をもって行うものとする。

(議事録の作成)

第5条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 調査審議の経過
- (5) 議決した事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成し、委員長が署名して確定するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、傍聴を認めることをもって公開とする。この場合の必要な手続きは、別に定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず必要があると認められる場合に限り、委員会の議決により非公開とすることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

富山県いじめ再調査委員会 再調査の指針

富山県いじめ再調査委員会

平成30年4月27日

1 再調査の基本的な考え方

- (1) 再調査は、県教育委員会、私立学校(または学校設置者)から報告があった調査(以下当初調査)の結果について調査するものであり、再調査委員会が適切と判断した当初調査の証拠書類を資料として用いるとともに、必要とされた追加調査を行い、資料の充実を図り、より幅広い視点での審議を行う。
- (2) 知事が再調査を判断した事由となる事項について重点的に審議する。
- (3) 再調査にあたっての主な留意事項
 - ア 「児童生徒の尊厳の保持」を重視し、該当児童生徒の気持ちに寄り添う。
 - イ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うために行う。
 - ウ 保護者への内容確認、情報提供を丁寧に実施する。
 - エ 児童生徒等への心理的な負担を考慮し、当初の調査と重複した調査とならないように配慮する。
 - オ 再発防止に向けて何をなすべきかを念頭に置いて調査し、関係者への一方的な批判に陥らないよう配慮する。
 - カ 児童生徒のプライバシーに配慮しつつ、適切に情報の公開を行う。
 - キ できるだけ早期に調査結果をまとめる。

2 再調査対象校

- ・ 県立学校(高校43校、特別支援学校13校)
- ・ 県内に設置される私立学校(中学校1校、高校10校)

3 再調査の概要

- (1) 再調査委員会は、当初調査の調査報告、その他の把握した情報を踏まえ、新たに聴き取りを行うなど必要に応じて調査を実施する。
- (2) 再調査委員会は、被害児童生徒及び保護者に、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。(委員長が委員会に諮って定める)
- (3) 再調査委員会は調査結果をとりまとめ、知事に文書で報告(答申)する。

4 再調査の手順

項目	具体的内容	主な留意事項
(1) 調査計画の立案、関係者への説明	<ul style="list-style-type: none">○再調査から報告までの計画と担当者(委員及び事務局等)を決定する。①当初調査で把握された情報の確認、分析②追加調査の方法(アンケートや聴き取り調査等)、手順、分析③調査の取りまとめ④再発防止策の検討⑤報告書の作成⑥報告 <p>○再調査の計画を、学校設置者(県教委、学校法人)または当該学校、被害児童生徒及び保護者に示し、了承を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none">○聴き取りや事実関係の整理に「専門委員」を任命することができる。(県いじめ再調査委員会規則第6条)○再調査の期間が長期に及ぶ場合は中間報告が必要である。○事案が既に公表されている場合は、調査後の報道機関への説明、記者会見の有無等についても検討する。○調査方法等について被害児童生徒及び保護者から要望がある場合は、可能な限り調査計画に反映する。

<p>(2) 関係資料の保存</p>	<p>○関係書類の保存を学校設置者に依頼する。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの通報・相談内容の記録 ・児童生徒に対する聴き取りの記録 ・保護者の聴き取り記録 ・メール・SNSの画面等 ・いじめアンケートや個別面談の記録(定期のものも含む) ・生活ノート、各種日誌(学級・生徒指導・保健・教育相談・部活動) ・SC・SSW等の面談記録 等 	<p>○再調査が可能となるよう、当初調査が実施した調査の記録のほか、それ以前の早い段階で、学校が取得、作成した記録の保存を求める。(手書きのメモ形式のものであっても保存する。)</p>
<p>(3) 当初調査で把握された情報の確認</p>	<p>○当初調査の結果等をもとに重大事態の概要を把握する。</p> <p>①被害児童生徒からの訴え等に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの記載内容・面談の記録・生活ノート・メール・スマホ画面 等 <p>②関係児童生徒等からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの記載内容・メール等 ・事案発生後のアンケート・聴き取りの記録等 <p>③被害児童生徒の保護者等からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談(訴え)の記録・聴き取りの記録 等 <p>④教職員等からの情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任、部活動顧問、養護教諭等からの聴き取りの記録・生徒指導日誌の記録・SC・SSW等の面談の記録 等 	<p>○事務局より学校設置者(県教委、学校法人)及び当該学校に係る書類の提出を依頼する。</p> <p>○紙面だけの情報では不十分な場合は、学校設置者(県教委、学校法人)及び当該学校担当等の出席を求めることも想定する。</p>
<p>(4) 当初調査で把握された情報の分析</p>	<p>○当初調査で把握された情報を分析し、いじめの実態(有無)、学校の対応等について分析する。</p> <p>【いじめの実態に関すること】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①いつ(いつ頃から) ②誰から行われたか ③どのような態様であったか ④いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題点があったか ⑤学校・教職員がどのように対応したか 等 <p>【学校の対応に関すること】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切であったか。 ②学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか。 ③学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルは機能していたか。 <p>○追加調査の必要性の有無を判断する。</p>	<p>○調査の分析は、先入観を排除して、公平・中立的な立場から多面的な視点で行う。</p> <p>○重大事態発生に至る過程を丁寧に探ることが、当該児童生徒が重大事態に追い込まれる心理の解明につながる。</p> <p>○重大事態に直接つながる「直前のきっかけ」に目が向きがちだが重大事態を理解するためには、複雑な要因が様々に重なった「準備状態」(危険な心理状態に陥っていった状況等)に目を向ける。</p> <p>○当該児童生徒が置かれていた状況として、学校に関わる背景が主たる調査対象となる他、病気や障害等の個人的特性、家庭に関わる背景と、その対応状況についても対象となりうる。</p>
<p>(5) 追加調査の実施</p>	<p>○いじめの事実関係を明確にするうえで、当初調査で把握された情報では足りない情報を収集するために行う。</p> <p>【主な調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害児童生徒や保護者への聴き取り調査 ・児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査 ・その他関係者又は専門家への必要に応じた聴き取り調査 	<p>○児童生徒等への心理的な負担を考慮し、当初の調査と重複した調査とならないように配慮する。</p> <p>○児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、被害児童生徒及びその保護者の承諾を得るとともに、調査結果の取扱等について保護</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の情報収集(SNS等) ・加害児童生徒への聴き取り調査 	<p>者の理解を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加害児童生徒からも聴き取りをし、公平性・中立性を確保する。 ○聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、複数で望むことが望ましい。(臨床心理士等の専門家の支援) 	
(6) 追加調査の分析	○追加調査の結果を基に、当初調査で把握した情報だけでは明らかにならなかったいじめの事実関係を明らかにする。		
(7) 再調査のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」に区分し、それぞれについて「直接見聞きした情報」「重大事態発生前の伝聞情報」「重大事態発生後の伝聞情報」に区分し整理する。 ・整理した情報を、「事実関係が確認できたこと」「事実関係が確認できなかったこと」に区分して、時系列でまとめる。 ○調査で得られた情報を総合的に分析評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活に関する要因」「個人的な要因」「家庭に関する要因」に区分し、重大事態への影響の程度をできる限り分析評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○収集された情報の信憑性を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・量的に十分であるか。 ・質的に十分であるか。 ○事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておき、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとらない 	
<p>●いじめの事実認定の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初調査、再調査で得られた客観証拠あるいは第三者による客観性の高い説明により判断する。 ・上記がない場合は、当該児童生徒のメモ等の記述や当該児童生徒保護者及び関係児童生徒の主張等を吟味して総合的に判断する。 		<p>●当該行為の「いじめ」要件該当性の判断基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該児童生徒と一定の人間関係にあったか ②当該児童生徒に心理的・物理的な影響を与える行為であったか ③当該児童生徒が心身の苦痛を感じていたか <p>以上の3要件に該当するかで判断する。(法第2条より) ※いじめの行為の質(悪質性)による観点で評価せず、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。</p>	
(7) 再発防止策の検討	○再発防止策を検討しまとめる。	○再発防止のために何が必要かという視点から、今後の改善策をまとめる。	
(8) 報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○調査結果を基に報告書を作成する。 【報告書の内容】 ①はじめに ②概要 ③再調査の趣旨と調査方針 ④調査内容 (再調査で明らかになった事実) ⑤いじめと重大事態発生との因果関係 ⑥まとめ (いじめの有無、当該事案の対処について提言) ⑦再発防止策についての提言 ⑧おわりに(審議経過等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○再調査を実施する事由となった項目を主要論点として構成する。 ○わからないことについては、その旨を率直に記載する。 ○報告書を公表する段階においては、関係者に配慮して公表内容を決める。 ○調査により把握した情報の記録は、県の文書管理規則に基づき適切に保存する。 	

<p>(9) 報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○作成した報告書を知事に提出する。 ○学校設置者(県教委、学校法人)及び当該学校に再調査結果を報告する。 ○被害児童生徒及び保護者への報告は、再調査委員会委員長が行う。 ○加害児童生徒及び保護者への報告は、学校設置者(県教委、学校法人)及び学校が行う。 ○調査結果の公表について判断する。 ○報道対応は、再調査委員会委員長が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者が、調査結果に係る所見をまとめた文書を報告書に沿えることができることを予め伝えておく。 ○学校設置者及び学校は、再調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。 ○事前に説明していた調査方針に沿って説明する。また、加害児童生徒及び保護者への情報提供の方針についても予め確認する。 ○学校設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針にしたがって、加害児童生徒及び保護者に対して説明する。 ○調査結果の公表は、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響を総合的に勘案して判断するが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。 ○調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。 ○報道機関等の外部に公表する場合、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、正確で一貫した対応を、誠意をもって行う。また、他の児童生徒・保護者に対しても可能な限り事前に調査結果を報告する。
---------------	--	--

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

平成 2 9 年 3 月
文 部 科 学 省

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

目次

はじめに

- 第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢
- 第2 重大事態を把握する端緒
- 第3 重大事態の発生報告
- 第4 調査組織の設置
- 第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等
- 第6 調査の実施
- 第7 調査結果の説明・公表
- 第8 個人情報の保護
- 第9 調査結果を踏まえた対応
- 第10 地方公共団体の長等による再調査

はじめに

- 平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第28条第1項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。同規定の施行を受け、文部科学大臣が法第11条第1項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め、「重大事態への対処」に関し、学校の設置者又は学校による調査の方法や留意事項等を示した。更に、基本方針の策定を受け、いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成26年7月）、法第28条第1項第2号の不登校重大事態の場合の調査についても、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）が策定された。
- しかしながら、基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生している。
- 法附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成28年11月2日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目において、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘され、併せて、このような現状・課題に対して、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。
- 以上を踏まえ、文部科学省として、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

(基本的姿勢)

- 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。
- 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。
- 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

(自殺事案における遺族に対する接し方)

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

第2 重大事態を把握する端緒

(重大事態の定義)

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)

- 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

(重大事態の範囲)

- 重大事態の定義(事例) ※重大事態として扱われた事例【別紙】
- 誤った重大事態の判断を行った事例等
 - ①明らかにいじめにより心身に重大な被害(骨折、脳震盪という被害)が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなかった。

②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。

③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。

(重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること)

- 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

(不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応)

- 学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）第5章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応すること。

第3 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

(支援体制の整備のための相談・連携)

- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。
- 高等専門学校を設置者及び高等専門学校は、法第35条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめの防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

第4 調査組織の設置

(調査組織の構成)

- 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

(調査組織の種類)

- 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

①学校の設置者が主体

a 公立学校の場合

- ・法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成される組織）において実施する場合
- ・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。）において実施する場合

b 私立学校及び国立大学附属学校の場合

- ・学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げる場合

②学校が主体

a 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校いじめ対策組織」という。）に第三者を加える場合

b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

(第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合)

- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、学校いじめ対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

(説明時の注意点)

- 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。
※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）
※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。
- 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

(説明事項)

- 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又

は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採ることを、予め説明すること。

- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

- 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

(外部に説明を行う際の対応)

- 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること(配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること)。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。

(自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方)

- 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。(「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。)
- いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

(被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合)【再掲】

- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。

(被害児童生徒・保護者のケア)

- 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。
- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

第6 調査の実施

(1) 調査実施に当たっての留意事項【共通】

(調査対象者、保護者等に対する説明等)

- アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること(調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

(児童生徒等に対する調査)

- 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。この際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

(記録の保存)

- 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。

※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。

- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

(調査実施中の経過報告)

- 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

(分析)

- 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

(2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

(3) 自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合

①文書情報の整理

②アンケート調査（背景調査の指針P17を参考とする。）

結果については、被害者又はその保護者に提供する必要があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

③聴き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。）

④情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）

⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。）

（４）不登校重大事態である場合

○ 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行うこと。

第7 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）

○ 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）

○ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）

○ 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

○ 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を

怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策(対応の方向性を含む)とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

- 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

第8 個人情報の保護

(結果公表に際した個人情報保護)

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

第9 調査結果を踏まえた対応

(被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等)

- 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

【再掲】

- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

(再発防止、教職員の処分等)

- 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
- 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。また、学

校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。

第10 地方公共団体の長等による再調査

(再調査を行う必要があると考えられる場合)

- 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
 - ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
 - ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
 - ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
 - ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)【再掲】

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(再調査の実施)

- 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第1から第8までの事項に沿って、調査を進めること。
- 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。